

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	山川 卓 (やまかわ たかし)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第 1077 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究 —ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—
○審査委員	(主査) 南野 泰義 (立命館大学国際関係学部教授) 龍澤 邦彦 (立命館大学国際関係学部教授) 遠藤 乾 (北海道大学公共政策大学院教授)

<論文の内容の要旨>

山川卓氏の課程博士学位申請論文「現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究—ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—」は、クロアチアにおけるセルビア人難民政策とロマ保護政策を事例として、クロアチアのネーション形成のダイナミズムとそこに現れるナショナリズムのあり方を分析した研究である。本論文の構成および各章の概要は、以下の通りである。

<構 成>

凡 例

序 論

第一章 個別主義と普遍主義の弁証法的関係

第一節 政治的共同体

第二節 国民国家のネーション化とヨーロッパ化

第三節 近代クロアチアのナショナリズム運動

第二章 ユーゴスラヴィア連邦時代におけるクロアチアのナショナリズム運動

第一節 ユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギー

第二節 「クロアチアの春」

第三節 社会主義イデオロギーの失墜と複数政党制の導入

第四節 ネーション化の契機

第三章 セルビア系難民の帰還をめぐるネーション化とヨーロッパ化の相克

第一節 ユーゴスラヴィア紛争と難民

第二節 難民政策をめぐるネーション化とヨーロッパ化

第三節 セルビア系難民帰還の実態：住居問題

第四節 難民政策から見るクロアチア・ナショナリズムとヨーロッパ化

第四章 ロマ保護政策とヨーロッパ化

第一節 ロマ保護の方法：再配分と承認

第二節 ヨーロッパ統合におけるロマ保護

第三節 クロアチアのロマ保護政策

第四節 ヨーロッパ化によって正当化されるネーション化

第五章 現代クロアチアのマイノリティとナショナリズム

第一節 マイノリティ保護政策のネーション化とヨーロッパ化

第二節 ヨーロッパ統合におけるナショナリズムの意味

結 論

参考文献

<各章の概要>

序論において、本研究の問題意識、研究対象、先行研究の分析、研究意義と目的が明示されている。ここではまず、山川氏は、国民国家を近代という特定の時代背景の中で生まれた政治体制であり、時代的・空間的な課題に応じて変容してきたものとして捉えている。そして、その体制とイデオロギーが現代という時代状況において、どのように変容しつつあるのかという問題意識から、ネーションとナショナリズムをめぐる先行研究についての整理がなされている。そこで、①ネーションの構成員がすべて同じ意識を共有するものとして理解する「集団主義」的傾向、②資本制とそれに基づく生産力の発展によってネーション形成が主導されたとする傾向、③近代におけるネーション形成に前近代的な要素がどのように影響したのかという視点が弱いなどの傾向が見られたとしている。それゆえ、これまでの先行研究を乗り越えるためには、どのようにネーションが形成されていったのかというプロセスに着目し、具体的なネーション形成過程のダイナミズムをリアルに把握する必要があると指摘している。その上で、山川氏は、ロジャース・ブルーベイカーの「ネーション化」と「ヨーロッパ化」なる概念装置を援用して、クロアチアにおけるネーション形成のダイナミズムに接近するとしている。

独立後のクロアチアにおける「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の過程に関わる先行研究について、山川氏は、1990年代のクロアチアを取り巻く政治状況を詳細に分析している点を積極的に評価しつつも、「民主化」過程に影響を与える環境要因に着目する一方で、各政治勢力が掲げるイデオロギーの内実については、研究の焦点から外れており、また「民主化」によってクロアチアにおけるマイノリティの位置づけがどのように変化したのかと

いう点に着目した議論が十分になされていないと批判している。また、日本における先行研究をめぐっては、クロアチアを含めた旧ユーゴスラヴィア諸国と「ヨーロッパ」の非対称的な権力関係と、歴史的にこの地域の人々が「外部」からの介入によって翻弄されてきたことを確認した研究であると評価しつつも、国民国家形成に関わる正当性を担保するイデオロギーの現れ方に着目する必要があると批判し、本研究は「非バルカン化」の実態の一部を、クロアチアの事例を通して解明するものであると位置づけている。

その上で、山川氏は、(1) 独立以降のクロアチアの「民主化」過程において、どのような論理と形態によってマイノリティが位置づけられていたのか、(2) その論理と形態は、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」によってそれぞれ如何に方向付けられたのか、(3) 「ネーション化」と「ヨーロッパ化」は、いかなる論理によって並存しえたのか、(4) ヨーロッパ統合は、独立後のクロアチアにおいてどのような意味を持つのか、という問いを提起するのである。

第一章では、分析枠組みを提示し、「ネーション化」および「ヨーロッパ化」概念とこれに関わる諸概念の整理が施されており、クロアチア近代史におけるナショナリズム運動の展開を歴史的に概観している。

ここでは、第一に、ブルーベイカーの「ネーション化」の理論について、マックス・ウェーバーの共同体論およびエトノス論と守本順一郎の思惟構造論から接近している。そこで、「ネーション化」は特定のナショナリズム・イデオロギーを具現化する方法であり、その対象は、特定のネーションの利害状況に関する認識を通して実現される国民および国民国家となると規定している。

第二に、山川氏は、国民国家は国際社会における一アクターとして他の政治体制と並存し、なおかつネーション意識やナショナリズム運動の境界線は国境線と必ずしも一致しない以上、ナショナリズムは国民国家外部に存在する共同体との緊張関係（内集団＝外集団関係）によって規定されるものであると主張している。そして、「ヨーロッパ化」については、ヨーロッパ統合に参加する国民国家の政治制度およびイデオロギーが、ヨーロッパ統合を基礎付ける価値規範の影響下において再形成される過程であると規定している。

第三に、独立後のクロアチアにおける「ネーション化」の論理を明らかにしていく前提として、19世紀初頭から第二次世界大戦の終わりまでにクロアチアで展開された諸ナショナリズム運動を概観している。そこでは、クロアチアのナショナリズム運動においては、「ヨーロッパ」と「スラヴ」なる概念が、それぞれの運動において相矛盾する意識を伴いながらも重要な位置を占めてきたと結論づけている。

第二章では、1970年代初頭の「クロアチアの春」（「マスボク」運動）と1989年から90年にかけて起こった「民主化」運動を分析対象とし、①独立後に進められていく「ネーション化」の契機がいかにして形成されたのか、②かかる二つの運動はどのような関係性（連続性と非連続性）を持っていたのかについて分析している。

ここでは、第一に、1980年代末に国内外の政治情勢が変化する中で、「クロアチアの春」

で指導的立場にあった人々が、かかる運動を主導する重要な政治的アクターとして再浮上してくる過程を歴史的に分析している。「クロアチアの春」が基本的には自主管理社会主義を土台とした運動であったのに対し、1980年代末には社会主義イデオロギーに対する確信が動揺したことによって、クロアチア共和国の分権化という枠を超えて、ユーゴスラヴィアの政治体制とイデオロギーの再編成、すなわち「民主化」が運動の支柱になった点を明らかにしている。

第二に、クロアチアの「民主化」の過程において、「クロアチア」という枠組みの上でネイションを単位とするナショナリズムの論理と共和国を単位とするナショナリズムの論理が同一化されたことにより、「クロアチア」に対抗的な「セルビア」という枠組みにクロアチア国内のセルビア系市民が含められることになり、ここにクロアチアのナショナル・アイデンティティに対抗する「他者」としての「セルビア人」が創出されたと結論づけるのである。

第三章では、独立後のクロアチアにおける難民政策を取り上げ、セルビア系マイノリティに対する保護政策なるものが、クロアチアのナショナリズムにとって、どのような意味を持っていたのかについて分析している。

ここでは、第一に、クロアチア政府による難民政策の変遷との関係で、難民帰還の実態はどれほど変化したのかという問いを立て、1990年議会選挙以降において、クロアチアでの紛争が激化していった背景と、その過程で発生した難民問題について概観している。

第二に、2000年以降の国内政治状況の変化に応じる形で具体的な難民政策が変化した、国内のマイノリティ問題の構造を根本的に変えるような効果は得られなかったとしている。

第三に、独立後のクロアチア政府による難民政策において表出したクロアチア・ナショナリズムの変化について、次のような分析を行っている。クロアチアにおける難民政策は、クロアチア・ネイションと国民を一致させようとするための手段から、国内から排除されたマイノリティを再び政治的共同体に呼び戻すための手段へと変化した。しかし、クロアチア・ネイションを中心とする国民国家形成という「ネイション化」の論理そのものは、クロアチア政府の政策に通底し続けたがゆえに、セルビア系難民はクロアチアのナショナル・マイノリティとして位置づけられることになったとしている。

以上の議論を踏まえて、独立をめぐる紛争の中で「ネイション化」の対抗者としての運動体を形成しえず、独立以前から周縁に置かれ続けてきた「ロマ」の人々がどのように位置づけられたのかという問題を提起している。

第四章では、ロマに対する保護政策に着目し、EUにおけるロマ保護とクロアチアにおけるロマ保護とを比較を通して、クロアチアにおける「ヨーロッパ化」の意味を論じている。

ここでは、第一に、ヨーロッパにおけるロマの地位を歴史的に概観した上で、ロマ保護の方法から両者の共通点と相違点を分析している。ここで、山川氏は、ロマ保護の問題が「再配分」と「承認」の問題として捉えることによって、この両者が相互排他的ではなく、むしろ重なり合いながらマイノリティの被支配者としての地位が固定化されていったと主

張している。

第二に、「再配分」と「承認」、いずれかの方法でロマ保護が実践されたとしても、それはロマとされる人々がマジョリティとの支配＝被支配関係の中に位置づけられている構造それ自体を問い直すものではなく、再配分と承認の視角が絡み合いながら、ロマの社会位置は固定化され、クロアチア・ナショナリズムは根本から問い直されることがなかったとしている。それゆえ、クロアチアにおける「ヨーロッパ化」の過程は「ネーション化」の過程を追認する形で作用したと結論づけている。

第五章では、クロアチアにおける二つのマイノリティ保護の事例から、クロアチアにおける「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の関係を明らかにし、そこからヨーロッパ統合の国民国家に対する影響を分析している。

ここでは、第一に、「ネーション化」はクロアチア・ネーションのための国民国家の創出を図るために、「ヨーロッパ」のマイノリティ保護制度を取り入れながらも、マイノリティの個別性を普遍主義的に同化・異化・周縁化していく過程であるとしている。

第二に、ヨーロッパ統合によって生み出されるイデオロギーについては、新しい支配＝被支配関係を形成しながら、しかし個別のナショナリズムの普遍性＝共同性に回収されていくものである。それゆえ、「ヨーロッパ化」によって「ネーション化」が否定されるのではなく、「ヨーロッパ化」の論理を部分的に取り入れながら「ネーション化」を進めるといふ弁証法的相互作用によって、「ヨーロッパ」の中の「クロアチア」なる共同性が形成されていったというのである。

第三に、統合を進める「ヨーロッパ」イデオロギーは、必ずしもナショナリズム・イデオロギーを抑制するものではなく、むしろ相互補完的に「ヨーロッパ」の共同性を形成しようとするものであったとして、ヨーロッパ統合という政治過程におけるマイノリティ保護の問題は、根本的なところで国民国家のイデオロギーを相対化するに至らなかったと結論づけている。

結論では、以上の分析を通じて、山川氏は、(1) 現代クロアチアにおけるマイノリティ保護は、クロアチア共和国が「ヨーロッパ」において独立した国民国家としての正当性を得ようとする論理のもとで規範化され、クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーに取り込まれていったという点、(2) マイノリティの同化・周縁化・排除を推し進めるクロアチアの「ネーション化」が、国民国家を土台としてマイノリティ保護を推進する「ヨーロッパ化」と、相互に正当性を補強し合うようにして展開したという点、(3) 「ネーション化」の過程と「ヨーロッパ化」の過程が異なった位相に位置づけられながらも、国民国家のナショナリズム・イデオロギーを軸とする支配＝被支配関係の集合体が形成されていったという点、(4) クロアチアにおいて、ヨーロッパ統合がナショナリズム・イデオロギーにもとづく普遍性＝共同性を正当化する枠組みとして把握されたという点、(5) それゆえ、独立後のクロアチアにおける「ネーション化」と「ヨーロッパ化」という二つの過程は、相互の正当性を補強しあう形で進められてきたという点、からなる五つの結論を導

き出している。

かくて、山川氏は、クロアチアにおいては、ヨーロッパ化の中でナショナリズム・イデオロギーを問い直されることはなく、マイノリティ保護規範を通じた国民国家の根本的な変容は発生しなかったと結論づけているのである。

<論文審査の結果の要旨>

山川卓氏の課程博士学位申請論文「現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究—ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—」について、公開審査会を含む審査過程において明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

本研究は、セルビア系難民とロマ人への政策を事例とし、ロジャー・ブルーベイカーの「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の概念を援用しつつ、動的な理念・イデオロギー分析を行っている点に特徴がある。そして、「ヨーロッパ化」との関連で検討することで、クロアチアのナショナリズムと「ヨーロッパ化」が相互補強の関係にあることを解明している。本研究は、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」という概念から導き出される原理に基づいて実証分析を試みた論文であり、体系性と論旨の一貫性を有する研究であると言える。本研究の独創性については、(1) クロアチア語の資料を丹念に調査・分析し、理論的にも、「英国エスニシティとナショナリズムに関する研究学会 (ASEN)」の到達点を踏まえ、これを超える議論を展開している点、(2) クロアチアにおける難民政策とロマ保護政策を通して、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の相克を解明するという論理的枠組みを提示している点、(3) 「ヨーロッパ化」概念との関係で、「ネーション性」が制度化されていく論理を明らかにしている点、(4) 実体としての国民国家分析を回避すべく、ブルーベイカーの「ネーション化」の概念を下敷きに動的な理念・イデオロギー分析に論点を移し、セルビア系難民とロマ人への政策を事例として取り上げ、ヨーロッパ化との関連で、かかる問題のイデオロギー的本質に迫ろうとし、これに成功している点で、従来の研究に対して、本研究の特徴と独創性が認められる。また、本研究は、今日のナショナリズム研究に対する貢献として、国民国家形成の過程で、マイノリティがどのように位置づけられていくのかというダイナミズムとその論理を解明するための一つの知見をヨーロッパ統合という事例に即して提示している。

2016年1月23日(土)の公開審査会において、学外審査委員の遠藤 乾副査(北海道大学公共政策大学院教授)より、①「ネーション化」および「ヨーロッパ化」概念の射程や性質、②正統性/正当性の分別について質問がなされた。また、龍澤邦彦副査(立命館大学国際関係学部教授)からは、遠藤副査からの質問を受けて、③ナシオン概念とエスノネーション概念の分別について、理論上、どのように考えるのか、④本研究では、国民国家なる概念をどのような理論的背景を持って捉えているのかという質問が出された。これらの質問に対して、(1)「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の概念を採用することにより、ネーションを実態的に捉えるのではなく、その形成過程を動的に捉えることが可能となり、

それゆえ動態的な把握に基づいて個々のネイションが持つ性格およびナショナリズムのタイプを問うことができること、(2) ここでは、山口定テーゼに基づいて国民国家体制そのものの存在理由を示す論理 (= 正統性) と日常的な政治行為を正当付ける論理 (正当性) に分別して使用していること、(3) 本研究では、ナシオン概念を国民国家として位置付け、エスノネイションと区別して論じていること、(4) マルクス主義的な捉え方を回避するために、マックス・ウェーバーの国民国家論をベースにして把握していることなど、論理的に適切かつ明快な回答がなされた。

学外審査委員の遠藤 乾副査 (北海道大学公共政策大学院教授) の所見は以下の通りである。

山川卓氏の博士論文は、クロアチアにおける少数民族政策からそのナショナリズムの在り方を考察するものである。実体としての国民国家分析をさけるべく、ブルーベイカーのネイション化の概念を下敷きに動態的な理念・イデオロギー分析に場を移し、セルビア系難民とロマ人への政策を事例として取り上げ、ヨーロッパ化との関連で検討することで、ナショナリズムとヨーロッパ (化) が矛盾せず、相互補強の関係にあることを説得的に描いた力作といえる。

ネイション化・ヨーロッパ化概念の射程や性質に検討余地が残り、正統性/正当性の分別にもやや弱さがあるなど、いくつかの課題が見られるが、これは書籍として刊行する際に発展的に改善すべき点というべきもので、博士論文としては、政治学と歴史研究の融合がクラシックな形で図られ、先行研究への批判的なまなざしとともに、資料の収集・操作がうまくなされ、一般した視座から複雑な現代欧州におけるナショナリズムの在り方を描き出したものとして、高い評価に値する。よって、審査委員としては合格とし、今後、これを出発点として一層の研さんを求めたい。

龍澤邦彦副査 (立命館大学国際関係学部教授) より示された所見は以下の通りである。

山川氏の論文は、「ネイション化」と「ヨーロッパ化」の相克をマイノリティを介して描き出すという理論的な独創性を有し、その試みは成功している。後者は、前者の正当化に役立ち、また、EU への加盟は、同時に、「ネイション」の確立と、「国民国家」をより強固なものにする機能を持つ、という考え方は斬新である。山川氏の研究は、邦語、英語文献もきちんと参照しており、また、クロアチア語の知識に基づく、現地調査の成果としてのクロアチアの政治状況及びクロアチア語文献の参照もしっかり行われている。山川氏は今回の研究で触れられなかった部分もきちんと熟知しており、これらを今後の研究の課題として認識している。これらの点からして、山川氏の論文は博士号授与に値すると考える。審査委員会は、南野泰義 (主査)、龍澤邦彦 (立命館大学国際関係学部教授)、遠藤 乾 (北海道大学公共政策大学院教授) の 3 名による審査に加え、2016 年 1 月 23 日 (土) 13 時 30 分より 15 時 00 分まで、恒心館第 725 号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれ

も今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、山川卓氏が課程博士学位に相応しい能力を有することを確認した。この結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が課程博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第 18 条第 1 項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必要とされるクロアチア語、英語、日本語の文献が適切に参照されていることから語学能力も十分に有していることを確認した。以上の諸点を総合し、本論文提出者である山川卓氏に対して「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断する。